

亀山市告示第 38 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 28 年 2 月 19 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 3 1 0 4 3
- 3 路線名 野村和賀天神線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 和賀町 3 5 2 2 番 3 地先
(2) 終点 天神四丁目 3 3 1 4 番 5 地先
- 5 供用開始の期日 平成 28 年 2 月 19 日